

## 金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業 第1回入札説明書等に関する質問回答書(その1)

## 【入札説明書】

No	文書	ページ	項	番号 ( )	番号 ○	項目	項目 ( )	その他	質 問	回 答
001	本編	008	8	6					現地調査の回数は期間内で申請すれば、複数回調査可能でしょうか	入札説明書等において規定する期間内であれば、複数回の現地調査の申請であっても受け付けます。
002	本編	008	8	6					現地調査の方法として、目視調査だけでしょうか。外壁打診や内外装材一部解体など復旧を前提に既存施設に変更を加えても構わないでしょうか。	必要に応じて外壁打診や内外装材一部解体などを行うことは場所によっては差し支えないと考えておりますが、調査方法等については具体的な調査計画書の内容に基づき、判断いたします。
003	本編	012	9	2	4	オ			業務実績の中で延べ面積5,000㎡以上とありますが、面積5,000㎡以上の改修工事の監理業務は非常に稀と思われるます。要件の御検討を願えませんか。	工事監理に当たる者の要件のうち、業務実績について(ア)「鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修工事の監理業務」を「鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建てかつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修工事、又は新営工事の監理業務」と変更します。
004	本編	012	9	2	5	イ			葬祭ディレクター1級有資格者を配置することとありますが、配置する必要がある期間、時間帯はあるのでしょうか。上記資格者を必要ときに配置できればよろしいのでしょうか。また、運営期間中かならず現地に常駐しなければならないのでしょうか。ここでの円滑かつ適切に配置できることについての具体的なお考えをお示してください。	葬祭ディレクター1級有資格者を運営期間中に常駐させる必要はありません。献体の収集時、合同慰霊祭及び遺骨返還式において、円滑かつ確実に配置してください。
005	本編	012	9	2	5	エ			法医学解剖の補助業務を実施する際に、特定化学物質等作業主任者を1名以上配置できることとありますが、この作業主任者を法医学解剖実施時には必ず立ち合わせる必要があるとの理解でよろしいのでしょうか。また、当該資格者は人材派遣会社等によりSPCから委託して都度配置する方法でもよろしいのでしょうか。	特定化学物質等作業主任者を法医学解剖実施時に立ち合わせる必要はありません。法医学解剖の補助業務を実施する際には、常に円滑かつ確実に配置する必要があります。また、当該資格者を運営に当たる者を介さず、直接SPCから委託して配置することは認めません。運営に当たる者が法医学解剖の補助業務の法令を遵守し、確実に業務を実施できるよう配置してください。
006	本編	013	10	3					回答の公表は第1回 平成16年11月1日(月)……までに公表するとありますが、参加資格をはじめとした参加表明書に関連する項目については、出来るだけ早期の回答をお願いいたします。	ご意見として承ります。

## 金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業 第1回入札説明書等に関する質問回答書(その1)

【様式集】

No	ページ	様式番号	項目	その他	質問	回答
001	011	4-4-1		【全ての構成員及び協力会社について必要な書類】	ここで列挙されているアからキまでの書類と、21ページの①から⑩の書類とはいくつか違いがあります。どちらか一方に挙げられている書類は、全て添付すべきと考えるのでしょうか？また、21ページの「※3」で、文部科学省競争参加有資格者は④から⑧は不要とあります。この場合は出さなくて良いのでしょうか？	書類については、(様式4-4-1)及び(様式4-5)に示す書類全てを添付してください。但し、21ページの※3については、ご質問のとおり、文部科学省の競争参加資格を有している者は④～⑧の資料を提出する必要はありません。また、(様式4-4-1)及び(様式4-5)は変更し、速やかに公表します。
002	010	4-4-1		改修・建設に当たるもの者について必要な書類	ウ 提案内容に対応する建設業法(昭和22年法律大100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上であることを証明する書類と記載がありますが、「建設業許可の許可について(通知)」を添付すればよろしいでしょうか	ご質問のとおり、「建設業許可の許可について(通知)」の写しの添付で構いません。
003	021	4-5			様式4-5の表になくて、様式4-4-1【全ての構成員及び協力会社について必要な書類】で要求されている書類は、この表に追加するのですか	質問No.1に関する回答と同様です。(様式4-5)については、「営業履歴書」及び「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」等を追加し公表しますので、その内容に従い作成してください。
004	021	4-5			添付書類の欄に営業履歴書、企業単体の減価償却明細表(直近3期分)の記載がありませんが、添付の必要はございますか。	(様式4-5)については、「営業履歴書」及び「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」等を追加し公表しますので、その内容に従い作成し、書類を添付してください。

注1) 質問のうち、明らかな番号違い・誤字・脱字等については修正してあります。